

官報

平成三十年六月十五日

○第百九十六回 参議院會議 録第二十九号

平成三十年六月十五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十九号

平成三十年六月十五日

午前十時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(足

立信也君外十三名発議)

第二 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

第三 美しく豊かな自然を保護するための海岸

における良好な景観及び環境の保全に係る海

岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一

部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院

送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案

(足立信也君外十三名発議)を議題といたします。

平成三十年六月十五日 参議院會議録第二十九号

公職選挙法の一部を改正する法律案 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長石井浩郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(石井浩郎君登壇、拍手)

○石井浩郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は、自ら政見を録音し又は録画することができるとしようにするものであります。

委員会におきましては、発議者足立信也君から趣旨説明を聴取した後、持込みビデオ方式により手話通訳、字幕付与を可能にするこの意義、品位保持の担保についての考え方、候補者間の選挙運動の平等と持込みビデオ方式の対象候補者を限定することの妥当性、スタジオ録画方式における字幕付与の今後の展望等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、希望の会(自由・社民)及び沖縄の風を代表して青木愛委員より、自ら政見を

録音し又は録画することができると候補者の範囲を限定しないこと等を内容とする修正案が提出されました。

なお、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取いたしましたところ、原案には特に異議がない旨、修正案には反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より原案に反対、修正案に賛成、沖縄の風を代表して伊波洋一委員より修正案に賛成、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百十五

反対

二十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長長浜博行君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(長浜博行君登壇、拍手)

○長浜博行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民生の安定に寄与するため、鉄道事業者がその資力のみによつては災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、ほか、鉄道の災害復旧事業が激甚災害等に係るものであること等一定の要件に該当するときは、補助金の交付を可能とする措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

平成三十年六月十五日 参議院會議録第二十九号

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

投票総数

賛成

反対

二百三十七
二百三十七
〇
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長斎藤嘉隆君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔斎藤嘉隆君登壇、拍手〕

○斎藤嘉隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまして、我が国における海岸漂着物対策の現状に鑑み、海岸漂着物等に、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、基本理念を定め、事業者の責務を明らかにする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、マイクロプラスチックの海域への流出抑制策について、対策の現状及び附則に基づく検討の時期等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十六
二百三十六
〇
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第四 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岩井茂樹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩井茂樹君登壇、拍手〕

○岩井茂樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等流通合理化事業に対する支援、食品等流通調査の実施等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、卸売市場の公共性の維持、発揮、卸売市場に対する公的関与の必要性、食品等流通調査の実効性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、希望の会(自由・社民)を代表して森委員より、卸売市場法の目的に合理的な価格の形成を図ることを明記する旨の修正案が提出されました。

討論に入りまして、国民民主党・新緑風会を代表して田名部理事より原案に反対、立憲民主党・民友会を代表して小川委員より原案及び修正案に反対、日本共産党を代表して紙理事より原案及び修正案に反対、希望の会(自由・社民)を代表して森委員より原案に反対、修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。森本真治君。

〔森本真治君登壇、拍手〕

○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治です。

冒頭、一言申し上げます。

国民の政治への信頼が大きく失墜した今国会も会期末が迫つてまいりました。森友学園の国有地売却問題については、多くの国民がいまだ納得していない状況です。実際に改ざんに関わった財務省職員が不起訴となったことに對し、檢察審査会への審査申立てが相次いでいます。

安倍総理も、国民の皆様はうみを出し切ったとお考えになっていないかと思うと国会答弁をされています。国会が閉じてしまえばこの問題はおしまいだと思われている方が政府・与党の中にいらっしゃると思ふとすれば、大きな間違いです。

我が党は、森友、加計問題に関する調査特別委員会の設置を議長に申し入れております。早期の特別委員会設置に御賛同いただき、閉会中も引き続き真相究明と政治の信頼回復に向け、参議院一丸となつて取り組むことを強く呼びかけます。

それでは、以下、会派を代表し、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

反対する理由の第一は、現行の卸売市場制度を大転換しなければならない立法事実がないことであります。

本改正案の柱は、卸売市場の開設に係る許認可制を廃止して認定制に移行するとともに、中央卸売市場の開設者として民間企業が参入できるようにすることです。

ところが、三年前、規制改革推進会議が受け付ける規制改革ホットラインに、匿名の個人から、中央卸売市場の開設主体に民間企業がなることを認めるべきとの要望が寄せられました。このとき、農林水産省は、中央卸売市場については、市場の民間事業者に対して公平な立場で判断を行い、特定の都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の安定供給という公共的使命を果たせるよう、地方公共団体がこの役割を担う必要があると、民間企業の参入を否定する見解を出していたのです。

そこから、なぜ民間企業の参入を認める本改正案に至ったのか。理由を尋ねても、平成二十七年

のT P P関連政策大綱の中で、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通、加工の業界構造の確立が検討項目になったと説明するばかりで、なるほど、そういう事情があるのかという明確な説明が示されていません。

本改正案は、規制改革推進会議等の提言がベースとなっております。関係者抜きに政策決定する官邸農政の一つです。過去の改正案策定プロセスでは、農林水産省内に検討会が設置され、関係者が公開の場で議論してきましたが、本改正案にはそのプロセスがありません。この点、委員会にお招きした参考人からも、ヒアリングでは不十分であり、検討会を設置すべきだったと問題視されております。

しかも、農林水産省がヒアリングした関係者から、許認可制度を廃止してほしいとの要望はなかったことが委員会で明らかになりました。それでは、一体、誰のための、何のための改正なのでしょう。

この点、委員会の参考人からは、大規模資本や多国籍企業が卸売市場システムの利用を拡大してきた流れの延長上にあり、今回、ついに開設者となつて税金授与付きの物流センターをつくりたいからではないかとの指摘がありました。同様の疑念を抱かざるを得ません。

反対理由の第二は、公的関与が後退し、卸売市場の公共性が損なわれてしまうことであります。現在、卸売市場は、国が定める卸売市場整備基本方針等に基づき整備されておりますが、本改正案は、この仕組みを削除し、卸売市場の適正配置から国は手を引くこととなります。

長年、新たに開設する需要はなかったと政府は弁解していますが、問題はそこではありません。人口減少時代を迎え、数の増設は必要ありませんが、取扱量の減少により経営の苦しい卸売市場について、当該市場の再編や廃止の判断を行いなから、当該市場を必要とする生産者、消費者に対す

るサービスをどのように維持していくのか、国や都道府県が責任を持つて対応していくことが今後重要となつてきます。

卸売市場は、市場外の物流センターと異なり、差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止などの公平公正な取引ルールや、卸と目利きの仲卸が向き合う構図、取引条件、結果の公表などによって、誰にも開かれ、透明性の高い価格形成が実現しています。このため、小規模な家族経営体も安心して出荷でき、零細な小売店も仕入れが可能となつています。すなわち、日本の食文化の多様性を支えるという高い公共性を有しているのです。

国が適正配置から手を引けば、財政の苦しい自治体が開設者から退く懸念があります。代わりに、大消費地ばかりを向いた民間企業が開設する市場だけが残り、それが残ります。政府は、国民に対する食料の安定供給、農林水産業の持続的発展を放棄したとしか思えません。

反対理由の第三は、本改正案の認定制において、認定される卸売市場の運営が、現在の卸売市場のように公平公正であり続ける法的担保がないことであります。

現行法では、国又は都道府県が卸売業者の業務及び財務を直接監督しています。しかし、本改正案では、国又は都道府県は開設者のみを監督し、卸売業者については開設者任せになっていきます。開設者及び卸売業者が取引参加者を不当に差別的な取扱いをしないようにするための規定がありますが、現行と同様に運用されるのか曖昧です。

この点、本改正案に賛成を表明する参考人からも、各市場の実態に応じて取引ルールを定めるなど、自由度が高まることは歓迎しているが、民間の開設者によって公平公正な運営がなされるか心配であり、国や自治体によるチェックシステムが必要との課題が示されました。

公平公正な運営を確保するため、特に中央卸売市場について厳格に定めてきた規定のほとんどを

削除する本改正案は、事実上の卸売市場法廃止法案であります。

生鮮食品等は、生きる上で一日も欠かせません。百年前の米騒動を受けて、国は、中央卸売市場法を制定しました。今再び、一部の業者が、物と情報を握り、自己に有利な取引で価格を操作するようなことを許す制度に戻すような本改正案を通すはいけません。

反対理由の第四は、本改正案が新たに導入する食品等流通調査についても、大臣の調査権限が法律上極めて弱く、優越的地位の濫用などの不正な取引の歯止めになるような実効性がないことあります。

第五は、以上の反対理由が全て重なり、その結果、卸売市場を支える地域経済の崩壊につながるということでもあります。

全国に適正配置された卸売市場は、全国の農山村、漁村を支える家族経営体、中小の小売店を守ってきました。本改正案により、卸売市場の適正配置がなくなり、競争原理により流通業者の寡占化が進み、一定規模以上のニーズしか対応しない硬直した流通が支配的になり、ついに、生産、流通の多様性が喪失し、消費者から豊かな食文化を奪つてはいませんか。

これは、昨年の種子法廃止法案と同じ構図です。

皆さん、党派を超えて断固反対しようではありませんか。生産者が、多国籍企業、大規模資本の下請にならずに主体的に生産、経営していく環境を整備し、地域の文化を大切にしていこうではありませんか。国民に対する食料安定供給の体制を維持強化していこうではありませんか。

本改正案は廃案にし、改めて、公益的観点から、卸売市場を含む食品流通構造の確立に資する政策を考えることの必要性を心より訴え申し上げて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 川田龍平君。

(川田龍平君登壇、拍手)

○川田龍平君 立憲民主党・民友会の川田龍平です。

会派を代表して、ただいま議題となりました卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

そもそも、法案は何のために提出をされ、審議されるのでしょうか。それは、社会経済の変化により現行制度では対応し切れない、あるいは新たな課題が生じたことに対応するための制度整備を行うためです。掲げる理念や政策は違いますが、今申し上げた目的のために法案審議に臨む点は野党も与党も同じはずです。

ところが、今国会では、行政において、法案の根拠となるデータの捏造、公文書の改ざんや隠蔽など、様々な問題が明らかになりました。財務省、防衛省、厚生労働省だけではなく、農林水産省も、森林経営管理法について、衆議院での可決後、本院での審議に入る前に、恣意的なデータ解釈があつたとして法案説明資料を書き換えるという事態がありました。

内閣が提出した法案については、行政が作成した資料を基に改正内容の可否を議論することになります。その前提となる行政府と立法院の信頼関係が損なわれてしまつていきます。こうした状態に国民は強い不信感を抱いています。この深刻な事態には与野党関係なく真剣に対処し、正常な状態で法案審議が行える環境を取り戻し、国民の信頼を回復できるよう取り組みなければなりません。その環境が整っていないことをまず指摘いたします。

本法案についても問題があります。

まず、第一条の目的を改正し、卸売市場が公正な取引の場として重要な役割を果たしていると盛り込んでおきながら、卸売市場法の適用を受けない法適用外市場、つまり、公正な取引を確保する

ための規制を受けない卸売市場の開設が可能となるような改正を行っています。大きな矛盾と言わざるを得ません。

農林水産省は、この法適用外市場について、衆議院では許可可を受けないで開設する卸売市場はないと答弁しながら、自らのホームページで許可可を受けていない法適用外市場が百十一もあると示しています。私がこの点を本院の委員会で確認すると、許可可の規模要件を満たさない法適用外市場の存在を認める答弁をしました。衆参の委員会における答弁の違いは、国会軽視も甚だしいことの上ありません。

法案作成の前提となる現場の実態把握についても問題があります。

本法案により、許可可制から民間参入が可能となる卸売市場が開設可能となります。それがどういふものになるのか、先ほど申し上げた百十一の法適用外市場について、その開設主体、開設場所、取扱品目など、運営の実態が分かれば大いに参考になるはずですが、農林水産省にそうした点に関する情報の提供をお願いしたところ、全く把握していないということでした。

本法案は、現場の実態に詳しい者がいない未来投資会議や規制改革推進会議で検討され、提言されたものが骨格になって立案されています。これでは、法改正の根拠となる実態の把握もせず、規制改革推進会議などの提言に従って法案をまとめたものと言われても仕方ありません。

決定プロセスに問題があるのは本法案だけではありません。

安倍内閣において成長産業化の名の下に進められてきた農政改革は、どれもこの問題を抱えています。本当であれば、農政を所管する農林水産省に置かれた審議会において、生産や流通の現場関係者、地方公共団体、学識経験者など、現状と課題に精通した実務家や専門家が参加して検討を行

うべきです。

ところが、審議会は軽視され、本法案も、規制改革推進会議などが中心になって、いつもの官邸主導の形で取りまとめが行われました。

以上申し上げましたとおり、本法案は、法律の最も基本となる目的規定に矛盾を抱えているだけでなく、現場の実態把握も不十分なまま、官邸主導の問題あるプロセスで検討が行われ、立案されています。さらには、政府は、審議の過程において、ごまかしの答弁と言われても仕方のないようないいかげんな説明も行っています。ただでさえ行政府の信頼が失われている現下の深刻な状況において、これまで申し上げてきた点を考えると、本法案はとてども審議に値するものではなく、賛否以前に、そもそも廃案にして立案からやり直さなければならぬものです。

反対以外に選択肢のあり得ない法案ではありませんが、まだ多くの問題点があり、指摘しておかなければなりません。

まず、許可可制から認定制へ移行することにも、整備計画体系を廃止してしまう点です。認定制となることで、民間参入が可能となるとともに、整備計画体系がなくなるため、都市部の条件の良いたところでは、近接して卸売市場が開設され、激しく競争することもあれば、逆に地方の営業的に不利な地域では、公正な取引の場である卸売市場が撤退してしまい、食料の安定供給の面で支障が生ずるおそれもあります。

衆議院の農林水産委員会では、参考人から、尼崎市の市場において、卸売業者を引き受ける事業者が決まらないという実例が紹介されました。この点について農林水産省に確認したところ、尼崎市は地方卸売市場ですので兵庫県が対応しますという答弁でした。要するに、国は知らないということです。目的規定に公正な取引場とうたっておきながら、責任放棄を隠そうともしない態度にはあきれるしかありません。

また、認定外の卸売市場に大資本企業が参入すれば、大型量販店と結託して地域の食品流通を支配し、さらには公設市場も食品の流通を奪われて撤退するおそれがあります。そういうことになれば、行く行くは卸売市場法そのものの廃止につながるのではないかと懸念されてなりません。未来投資会議の議論にも参加したある大学教授は、専門紙において、卸売市場法そのものを廃止して食品流通法のようなものを作った方がいいと述べており、このことは決して私だけの杞憂とは言えない状況です。

次に、卸売市場における取引規制の緩和です。法改正後も認定を受けて開設された卸売市場においては、差別的取扱いの禁止や受託拒否の禁止などの取引規制が行われますが、第三者販売の禁止や直荷引きの禁止などについてはそれぞれ卸売市場に委ねられることになります。

これらの取引規制は、生産者側に立つ卸売業者と小売側に立つ仲卸業者の対峙構造を形作り、維持してきました。この対峙構造こそ、公平公正な価格形成を実現する基本的な枠組みであり、需給バランスの中で品質が適切に評価されることを可能としているものです。

規制が緩和された中で開設者が利益優先の市場運営を行うことにより、現在でも経営の厳しい仲卸業者が撤退や弱体化することになれば、この対峙構造が失われ、卸売市場が公共的な役割を果たせなくなる懸念があります。これを防止するためには、できるだけ市場関係者の意見を聞いて取引ルールを決めることが必要ですが、本法案では、現行法にある中央卸売市場開設運営協議会や市場取引委員会の規定が削除されてしまっています。

次に、災害時の問題があります。卸売市場は、日々の生鮮食料品など流通を担うだけでなく、災害時等の緊急事態の場合には生鮮食品等を安定的に供給するという重要な社会的機能

を有しています。公設市場であれば、公的主体がその役割に責任を持って果たしていくことが期待できますが、法改正後は、民営市場の開設が可能であり、取引ルールは開設者が柔軟に設定でき、さらには、認定外の民営市場も食品流通市場において存在感を増していることも考えられるため、緊急事態において卸売市場に期待される役割と機能が必ず確保されるとは言えません。

食料・農業・農村基本法には、食料の安定供給が国の責務として明記されています。食料へのアクセス権を保障するのも国の大きな責務の一つであり、卸売市場制度が創設された百年前の経緯を考えれば、富山県を発端にした米騒動をきっかけにして三百万人の国民が蜂起し、そういった経緯を考えれば、この生産者と小売業者をつなぐ卸売市場の存廃を民間任せにしてしまつてはいけません。

今だけ、金だけ、自分だけ。安倍内閣の農政改革に通底する理念です。百年を掛けて形成されてきた我が国の卸売市場は、生産者誰もが安心して出荷でき、大規模小売業者から零細小売店まで差別なく利用できる世界に冠たる生鮮食品流通のプラットフォームであり、何としても守っていかなければなりません。

築地市場に代表されるように、豊洲市場に移転に代表されるように、本当にこれまで日本の食文化を守ってきた、そして世界に冠たる魚類の、魚の、生鮮食品のこの価格形成システム、本当にそういった市場としての価値、歴史的な建造物としての価値も守らなければなりません。

昨年、我々は、主要農作物種子法廃止法案という、根拠も不明確で政府の説明も不十分な法案を成立させてしまいました。それに対して、生産者や消費者からも不安の声が上がり続けています。それと同じく、本法案も必ずや将来に禍根を残す悪法です。決して成立させてはならない法案であることを強く申し上げ、私の反対討論といたします。

与党の皆さんも、是非とも、賛成する理由もない法案ですから反対していただき、この法案成立をさせないように、どうか皆さんの反対をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 紙智子君。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。

会派を代表して、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法一部改正案に反対する討論を行います。

卸売市場法等改正案は、衆議院、参議院とも僅か六時間の質疑で採決されました。与党推薦の参事人から、地方自治体や議会が関与しないと市場システムが崩れるとの指摘がありました。こうした懸念を払拭することなく短期間で質疑を打ち切ったことに抗議するものです。

現在の卸売市場法の基本骨格となつたのは、大正時代に成立した中央卸売市場法があります。一九一八年、問屋による米の買占め、価格のつり上げに反対した米騒動が契機となりました。今年はその百周年です。改正案について、市場関係者から、改善すべき課題はあるものの、卸売市場の公正公平な価格形成機能は、一世紀を経た今日もなお大きな力を発揮していると言われている。にもかかわらず、記念すべき年になぜ変えるのでしょうか。

安倍政権は、官邸主導、規制改革推進会議主導で農政改革を進めています。卸売市場法の改悪も、規制改革推進会議がPPP対策の一環として時代遅れの規制は廃止すると提言したことがきっかけでした。卸売市場ができた歴史から学ばず、現場を置き去りにした農政改革はやめるよう強く求めるものです。

以下、反対理由を述べます。

本改正案に反対する最大の理由は、卸売市場に対する公的な役割を後退させるものだからです。

卸売市場法の目的は、卸売市場の取引規制と、国、地方が行う整備計画という二つの柱を据えることで、生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることにあります。ところが、改正案は、二つの柱を目的から削除するとともに、八十三条の条文を十九条に削減するものです。参考人は、改正案を、事実上の卸売市場制度を解体の危機に直面させるものと指摘しています。卸売市場法を骨抜きにすべきではありません。

改正案は、中央卸売市場の開設について、国の認可制から認定制に変えるものです。認定制に変えることになればどうなるでしょうか。中央卸売市場などは認定を受ける卸売市場になりますが、認定を受けない卸売市場を開設することもできます。事実上、認定を受けた卸売市場と認定を受けない卸売市場が共存することになります。

認定外の卸売市場は、どこからも指導、監督など、規制を受けることがありません。共存すれば、卸売市場間の競争が激化し、認定卸売市場の経営が困難になるかもしれません。認定を受けた卸売市場がどのような影響を受けるのかと聞いたところ、卸売市場は既に競争していると聞き直りました。行き過ぎた市場間競争は歯止めを掛けるべきです。

中央卸売市場は、地方公共団体が開設者になり、生鮮食品の流通に必要な規模と施設を整備したからこそ、卸売会社や仲卸会社は自前の土地や建物を持つ必要がなく、安心して生鮮食料品の取引に専念することができたのです。住民に安定的に安全な生鮮食品の供給に果たしてきた卸売市場の枠組みに風穴を空けることは許されません。

認可制を認定制に変えることで、国の関与は大きく後退することになります。現在、国は、中央卸売市場の卸売業者を監督し、問題があれば、業務改善命令、業務停止命令を出して、業者名も公表しています。認定制になれば、卸売業者が市場

開設者になることができますが、問題が発生しても、自分を自分で監督するということになりません。国が業者名を公表することもありません。国の責任放棄と言わざるを得ません。

地方自治体と議会の関与が弱まることも問題です。財政負担に苦しむ自治体が卸売市場の運営から撤退すれば、大手小売企業に都合の良いバックヤードと化し、住民に食料を安定供給する自治体の使命が果たせなくなります。公的に行われていた食品衛生検査員の派遣がなくなり、食の安全性が後退しかねません。

東京都は、国の動きに合わせて、築地卸売市場の広域拠点化を進めています。築地市場は、築地ブランドとして世界でも注目され、水産物取扱量は世界一を誇っています。豊洲に移転したら、豊洲と築地に市場機能がばらばらにされ、築地の市場機能が困難になると築地の女将さん会を始め関係者は批判の声を上げています。

今は国が関与していますが、認定制になれば国は手を引くのかと聞いたところ、価格形成は大事だから、そうした卸売市場は認定するとの答弁がありました。参考人からは、汚染されていることを知りながら豊洲移転を進めている、築地が更地になると元に戻すのが困難になり、築地ブランドが後退すると言われました。価格形成機能が大事だというのは、市場機能をばらばらにしてはなりません。市場機能と築地ブランドを守るよう求めるものです。

第二の理由は、需給調整と価格形成を行う卸売市場の機能を損なうものだからです。

第三者販売、商物分離、直荷引きが自由化されたら、卸が仲卸を通さずに直接取引で価格決定が行われるとともに、大手流通、小売業界の販売力が強まり、公平公正な価格形成が損なわれます。卸と仲卸の皆さんは、第三者販売などが自由化されると、卸売業者と仲卸業者、売買参加者が対峙する関係が崩れる、卸売市場の根幹である公平

公正な価格の形成が損なわれると言ひ、参考人は、不公正な価格形成になると、地域経済が資本の原理で動き、窒息しかねないとの指摘があります。これが、日々市場で品物を扱っている皆さんの実感です。

原則は維持しつつ改善で対応すべきで、第三者販売、商物分離、直荷引きの自由化はやめるべきです。

第三の理由は、中小の仲卸業の淘汰が進む懸念があるからです。

卸売市場に荷が集まらなくなれば、今でさえ厳しい経営が一層苦しい状況に追いやられるでしょう。仲卸業者の利益率は低く、脆弱な経営体質を支えているのが公設市場です。業者と地方自治体が組むことで、低コスト供給システムをつくることが可能になりました。

衆議院に参考人として出席した中澤誠参考人は、競りが減っても仲卸は価格形成で重要な役割を果たしている、築地市場で五百の仲卸が商品の値を聞き歩くことで相場観が生まれる、これが価格形成機能の維持に力を発揮していると言われました。

仲卸業者が廃業に追い込まれたら、目利きの力に依存してきた専門小売店、料理店、すし店などの仕入れも困難になります。品質を見極める目利きの力、マンパワーは、卸売市場でなくてはならない力です。日本のブランドを育てた仲卸業への支援を強化こそすれ、リストラを迫ることがあつてはなりません。

我が国では、北海道から沖縄まで南北に長い国土で、季節ごとに多種多様な生産が行われています。それを収集、中継、分散し、公正な価格で消費者に届ける、これを保障しているのが卸売市場法で言う差別的取扱禁止の法規制です。こうした役割を果たしている卸売市場の役割を後退させてはなりません。

改正案は廃案にすることを求め、反対討論とい
たします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたし
ました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしま
す。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いた
します。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十五

賛成

百六十五

反対

七十

よつて 本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたし
ます。

午前十時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員
高木かおり君 平木 大作君
新妻 秀規君 大沼みづほ君
片山 大介君 竹内 真二君
里見 隆治君 小野田紀美君
石井 苗子君 伊藤 孝江君
三浦 信祐君 熊野 正士君
小川 克巳君 清水 貴之君

高瀬 弘美君	佐々木さやか君	衛藤 晟一君	藤井 基之君	舞立 昇治君	三木 亨君
河野 義博君	宮崎 勝君	山谷えり子君	山本 一太君	三宅 伸吾君	森 ゆうこ君
石田 昌宏君	藤巻 健史君	武見 敬三君	岡田 直樹君	福島みずほ君	石上 俊雄君
儀間 光男君	杉 久武君	吉田 博美君	山口 修路君	山田 喜史君	森 まさこ君
秋野 公造君	竹谷とし子君	元榮太一郎君	山口 和之君	山田 俊男君	丸山 和也君
石川 博崇君	石井 正弘君	平山佐知子君	伊波 洋一君	丸川 珠代君	田名部匡代君
井原 巧君	浅田 均君	松川 るい君	藤木 眞也君	大野 元裕君	大島九州男君
石井 章君	横山 信一君	宮島 喜文君	渡辺 喜美君	足立 信也君	石井みどり君
谷合 正明君	矢倉 克夫君	糸数 慶子君	渡辺美知太郎君	佐藤 信秋君	古川 俊治君
若松 謙維君	水落 敏榮君	山田 宏君	そのだ修光君	中野 正志君	羽田雄一郎君
野上浩太郎君	片山虎之助君	井上 義行君	阿達 雅志君	長浜 博行君	小林 正夫君
東 徹君	室井 邦彦君	滝波 美樹君	滝沢 求君	徳永 エリ君	山崎 正昭君
浜田 昌良君	山本 香苗君	堂故 茂君	柘植 芳文君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君
山本 博司君	西田 実仁君	中泉 松司君	豊田 俊郎君	山東 昭子君	増子 輝彦君
山口那津男君	魚住裕一郎君	羽生田 俊君	二之湯武史君	大塚 耕平君	舟山 康江君
中川 雅治君	上月 良祐君	中西 祐介君	高階恵美子君	矢田わか子君	宮沢 由佳君
高橋 克法君	長峯 誠君	上野 通子君	宇都 隆史君	杉尾 秀哉君	山添 拓君
堀井 巖君	山下 雄平君	磯崎 仁彦君	石井 茂樹君	真山 勇一君	小西 洋之君
自見はなこ君	こやり隆史君	青木 一彦君	石井 浩郎君	武田 良介君	磯崎 哲史君
佐藤 啓君	進藤金日子君	西田 昌司君	関口 昌一君	吉川 沙織君	斎藤 嘉隆君
徳茂 雅之君	中西 哲君	二之湯 智君	塚田 一郎君	岩渕 友君	川合 孝典君
今井絵理子君	朝日健太郎君	松下 新平君	野村 哲郎君	石橋 通宏君	有田 芳生君
青山 繁晴君	足立 敏之君	猪口 邦子君	福岡 資麿君	難波 奨二君	牧山ひろえ君
和田 政宗君	古賀友一郎君	愛知 治郎君	橋本 聖子君	吉良よし子君	倉林 明子君
太田 房江君	大野 泰正君	岡田 広君	有村 治子君	藤田 幸久君	川田 龍平君
北村 経夫君	酒井 庸行君	金子原二郎君	鶴保 庸介君	風間 直樹君	江崎 孝君
島田 三郎君	大家 敏志君	柳本 卓治君	木村 義雄君	相原久美子君	紙 智子君
高野光二郎君	赤池 誠章君	溝手 顕正君	薬師寺みちよ君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
中西 健治君	江島 潔君	野田 国義君	行田 邦子君	櫻井 充君	白 眞勲君
三原じゅん子君	長谷川 岳君	木戸口英司君	伊藤 孝恵君	那谷屋正義君	蓮 舫君
磯崎 陽輔君	磯崎 陽輔君	アトニオ猪木君	松沢 成文君	芝 博一君	大門実紀史君
牧野たかお君	片山さつき君	平野 達男君	山本 太郎君	井上 哲士君	田村 智子君
松村 祥史君	松山 政司君	石井 準一君	吉川ゆうみ君	小川 敏夫君	柳田 稔君
林 芳正君	山本 順三君	森本 真治君	又市 征治君	福山 哲郎君	小川 勝也君
			馬場 成志君	鉢呂 吉雄君	神本美恵子君
				市田 忠義君	山下 芳生君
					小池 晃君

國務大臣

總務大臣 野田 聖子君
農林水産大臣 齋藤 健君
国土交通大臣 石井 啓一君
環境大臣 中川 雅治君

議長の報告事項

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

豊田 俊郎君 補欠 磯崎 陽輔君
野上浩太郎君 中西 哲君
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

総務委員

辞任

宮本 周司君 石井 準一君
榊葉賀津也君 舟山 康江君

法務委員

辞任

赤池 誠章君 補欠 島田 三郎君
磯崎 哲史君 古賀 之士君

外交防衛委員

辞任

高野光二郎君 補欠 福岡 資麿君
滝沢 求君 松山 政司君

財政金融委員

辞任

佐藤 啓君 補欠 関口 昌一君
自見はなこ君 補欠 羽生田 俊君
古賀 之士君 磯崎 哲史君
小池 晃君 辰巳孝太郎君

文教科科学委員

辞任

今井絵理子君 補欠 二之湯武史君
島田 三郎君 赤池 誠章君
伊藤 孝恵君 石上 俊雄君
柳田 稔君 大島九州男君

厚生労働委員

辞任

木村 義雄君 補欠 宮本 周司君
羽生田 俊君 自見はなこ君
難波 獎二君 川田 龍平君

農林水産委員

辞任

磯崎 陽輔君 補欠 豊田 俊郎君
舟山 康江君 榊葉賀津也君
川田 龍平君 難波 獎二君

経済産業委員

辞任

青山 繁晴君 補欠 鴻池 祥肇君
石井 準一君 木村 義雄君
渡邊 美樹君 吉田 博美君
石上 俊雄君 伊藤 孝恵君
辰巳孝太郎君 小池 晃君

国土交通委員

辞任

吉田 博美君 補欠 渡邊 美樹君

環境委員

辞任

鴻池 祥肇君 補欠 青山 繁晴君
関口 昌一君 佐藤 啓君
二之湯武史君 今井絵理子君
福岡 資麿君 高野光二郎君
大島九州男君 柳田 稔君

予算委員

辞任

松山 政司君 補欠 滝沢 求君

議院運営委員

辞任

中西 哲君 補欠 野上浩太郎君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

元榮太一郎君 補欠 鴻池 祥肇君
竹内 真二君 山本 博司君
石井 苗子君 石井 章君

健康増進法の一部を改正する法律案(岡本充功
君外一名提出(衆第三六号)
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託し
た。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆第
二五号) 国土交通委員会に付託

美しく豊かな自然を保護するための海岸におけ
る良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物
等の処理等の推進に関する法律の一部を改正す
る法律案(衆第三四号) 環境委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済
産業委員会に付託した。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関す
る法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び
先進的な協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費
使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び
各省各庁所管使用調書

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一
項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律
案

民法の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の
促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議
院に通知した。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進
に関する法律案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京
パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三
十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法
の一部を改正する法律案

スポーツ基本法の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第一六
号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校法人森友学園を巡る決裁文書の改ざん指示
を受け自殺した近畿財務局職員に対する麻生財
務大臣の責任と遺族への弔問に関する質問主意
書(松沢成文君提出(第二三〇号))

同日本院は、裁判官訴訟追委員補員渡辺猛之君の
辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙し、
予備員の職務を行う順序は、櫻井充君を第四順位
とし、第四順位の宮崎勝君を第三順位とした旨本
院事務総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議
院事務総長に通知した。

櫻井 充君

同日本院は、皇室會議予備議員に次の者を互選した旨内閣に通知した。

第二順位 参議院議員 矢田わか子君

同日議長は、国土審議会特別委員(豪雪地帯対策分科会)に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

風間 直樹君

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律
民法の一部を改正する法律

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律

スポーツ基本法の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十八年度一般会計標準本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

磯崎 陽輔君

中西 哲君

舟山 康江君

田村 智子君

総務委員

辞任

こやり隆史君

古賀 之士君

外交防衛委員

辞任

関口 昌一君

財政金融委員

辞任

磯崎 哲史君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

文教科学委員

辞任

二之湯武史君

石上 俊雄君

厚生労働委員

辞任

鶴保 康介君

宮本 周司君

川田 龍平君

倉林 明子君

農林水産委員

辞任

豊田 俊郎君

榎葉賀津也君

難波 奨二君

補欠

豊田 俊郎君

野上浩太郎君

榎葉賀津也君

大門実紀史君

補欠

鶴保 康介君

磯崎 哲史君

補欠

佐藤 啓君

補欠

古賀 之士君

田村 智子君

小池 晃君

補欠

今井絵理子君

伊藤 孝恵君

補欠

こやり隆史君

木村 義雄君

難波 奨二君

山添 拓君

補欠

磯崎 陽輔君

舟山 康江君

川田 龍平君

経済産業委員

辞任

木村 義雄君

鴻池 祥肇君

吉田 博美君

伊藤 孝恵君

小池 晃君

国土交通委員

辞任

渡邊 美樹君

山添 拓君

環境委員

辞任

青山 繁晴君

今井絵理子君

佐藤 啓君

世耕 弘成君

行政監視委員

辞任

堂故 茂君

野上浩太郎君

議院運営委員

辞任

猪口 邦子君

松川 るい君

渡辺美知太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 羽生田 俊君

経済産業委員会

理事 井原 巧君

補欠

宮本 周司君

青山 繁晴君

渡邊 美樹君

石上 俊雄君

辰巳孝太郎君

補欠

吉田 博美君

倉林 明子君

補欠

鴻池 祥肇君

二之湯武史君

関口 昌一君

堂故 茂君

世耕 弘成君

補欠

中西 哲君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

猪口 邦子君

宮島 喜文君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 羽生田 俊君

経済産業委員会

理事 井原 巧君

同日議長から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本聖子君外十一名発議(参第一七号))

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

民法の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外五名提出(衆第三七号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆第二五号)審査報告書

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三四号)審査報告書

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(橋本聖子君外十一名発議(参第一七号))

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

民法の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外五名提出(衆第三七号))

同日委員長から次の報告書が提出された。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆第二五号)審査報告書

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三四号)審査報告書

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

二ホンウナギの生息地保全、資源回復のための河川環境保全と再生に関する質問主意書(川田龍平君提出(第一三七号))

米軍関係者が起こした事件、事故等の補償に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一三八号))

陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する再質問主意書(青木愛君提出(第一三九号))

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十三日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長

石井 浩郎

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができるとしようにするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、参議院議員の通常選挙について約五億三千万円の増加が見込まれる。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

野田総務大臣から、特に異議はないとの意見が述べられた。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、政見放送が候補者及び政党の政策等を伝える重要な手段であることに鑑み、障がい等の有無にかかわらず有権者が政見に接することのできる環境の一層の向上のため、参議院選挙区選出議員選挙のスタジオ録画方式による政見放送における字幕付与の導入に向け、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行いその実現に努めること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を決議する。

平成三十年六月十一日

発議者

足立 信也 武見 敬三
岡田 直樹 末松 信介

平成三十年六月十五日 参議院会議録第二十九号

公職選挙法の一部を改正する法律案

松村 祥史

大野 泰正

舞立 昇治

西田 実仁

石井 章

賛成者

石井 準一

鴻池 祥肇

山東 昭子

中西 健治

二之湯 智

宮沢 洋一

魚住裕一郎

羽田雄一郎

芝 博一

東 徹

参議院議長 伊達 忠一殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を

次のように改正する。

第八十六条第十四項中「次条第十四項」の下に

「及び第五十条第八項」を加える。

第五十条第一項中「衆議院小選挙区選出議員」の下に「又は参議院(選挙区選出)議員を加え、」候補者届出政党は「をそれぞれ候補者届出

政党又は参議院(選挙区選出)議員の候補者は「に改め、」政見(の下に「衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、」を加え、「又は候補者届出政党

を「又は次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 候補者届出政党

二 参議院(選挙区選出)議員の候補者のうち

次に掲げる者

イ 第二百一条の四第二項の確認書の交付を

受けた政党その他の政治団体で次の(1)又は

(2)に該当するものの同条第一項に規定する

推薦候補者

(1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有すること。

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であること。

口 第二百一条の六第三項第二百一条の七

第二項において準用する場合を含む。の確

認書の交付を受けた政党その他の政治団体

でイ(1)又は(2)に該当するものの第二百一条

の四第一項に規定する所属候補者

第五十条第二項中「候補者届出政党」を「前項

各号に掲げるもの」に、「前項」を「同項」に改め、

同条第三項中「参議院議員」を「参議院比例代表選

出議員」に、「当該公職の候補者(衆議院比例代表選

出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党

等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参

議院名簿届出政党等。第五項において同じ。」を

「それぞれ衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届

出政党等又は都道府県知事の候補者」に改め、同

条第四項中「の放送」の下に「のうち衆議院(小選挙

区選出)議員の選挙における候補者届出政党の放

送」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五

項中「第三項」を「第一項の放送のうち参議院選挙

区選出)議員の選挙における候補者の放送又は第

三項に、「すべて」を「全て」に改め、「候補者」の

下に「(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては

衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員

の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)」を加

え、同条第六項中「前各項」を「第一項から第五項

まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五

項の次に次の三項を加える。

6 参議院(選挙区選出)議員の候補者のうち第一

項第二号イ又はロに掲げる者は、政令で定める

ところにより、その者に係る同号イ又はロに規

定する政党その他の政治団体が同号イ(1)又は(2)

に該当することを証する政令で定める文書を当

該選挙に関する事務を管理する都道府県の選挙

管理委員会(参議院合同選挙区選挙について

は、当該選挙に関する事務を管理する参議院合

同選挙区選挙管理委員会)に提出しなければならない。ただし、当該選挙と同時に行われる参

議院(比例代表選出)議員の選挙において、当該

政党その他の政治団体が次に掲げる政党その他の

政治団体である場合(政令で定める場合を除

く)は、この限りでない。

一 第八十六条の三第一項第一号又は第二号に

該当する政党その他の政治団体として同項の

規定による届出をした政党その他の政治団体

二 任期満了前九十日に当たる日から七日を経

過する日までの間に第八十六条の七第一項の

規定による届出をした政党その他の政治団体

で同条第五項の規定による届出をしていない

もの(同条第三項の規定により添えた文書の

内容に異動がないものに限る。)

7 中央選挙管理会は、政令で定めるところによ

り、前項各号に掲げる政党その他の政治団体に

関し必要な事項を、当該参議院(比例代表選出)

議員の選挙と同時に行われる参議院(選挙区選

出)議員の選挙に関する事務を管理する都道府

県の選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙に

ついては、参議院合同選挙区選挙管理委員会)

に通知しなければならない。

8 第一項第二号イ(1)に規定する衆議院議員又は

参議院議員の数及び同号イ(2)に規定する政党そ

の他の政治団体の得票総数の算定に関し必要な

事項は、政令で定める。

第百九十七条の二第五項中「あらかじめ」を「その者を使用する前(その者を使用する前にこの項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合にあっては、その者に対して第二項の規定により報酬を支給する前)」に改める。

第二百一条の六第四項中「旨を」の下に「参議院(選挙区選出)議員の選挙に関する事務を管理する」を、「選挙管理委員会」の下に「(参議院合同選挙区選挙については、参議院合同選挙区選挙管理委員会及び各合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)を加える。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)
2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、参議院議員の通常選挙について約五億三千万円の増加となる見込みである。

審査報告書

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十四日

国土交通委員長 長浜 博行
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民生の安定に寄与するため、鉄道事業者がその資力のみによつては災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、補助金を交付することができ、必要な措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 災害復旧事業に対する補助の適用に当たつては、「利用者の利便性の向上」を図るとともに、民間企業である鉄道事業者の立場を踏まえ、その経営判断の主体性にも十分に配慮した運用に努めること。

二 鉄道事業者が長期的な鉄道路線の維持、あるいは持続可能な交通体系の構築を目的とした、地域との協議に主体的に参画するよう、必要な指導などを行うこと。また、総合的な交通体系の観点から、事業者と地域全ての関係者の間

で、真摯で建設的な協議が行われるよう、環境整備に努めること。

三 本法による制度の対象が経営の厳しい路線に係る災害復旧であることに鑑み、更なる支援の拡充について様々な観点から検討を行うこと。

四 自然災害が甚大化、大規模化、多頻度化していることを踏まえ、沿線地域の山林・河川などの減災・防災事業に万全を尽くすこと。

五 地域の一層の復興に向けて、地域の関係者及び鉄道事業者の連携・協働により、復旧した路線の利用促進を始めとする所要の取組がなされるよう、十分配慮すること。

右決議する。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年五月三十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律

鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 政府は、前項に定めるもののほか、第三条第一項第四号に該当する鉄道に係る災害復旧事業が、次の各号のいずれにも該当するときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十一年法律第五十

号)第二条第一項に規定する激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること。

二 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。

三 当該災害復旧事業に要する費用の額が、当該災害復旧事業に係る災害を受けた日の属する事業年度(次号において「基準事業年度」という。)の前事業年度末から遡り一年間における当該鉄道の運輸収入に政令で定める数乗じて得た額以上であること。

四 基準事業年度の前事業年度末から遡り三年間(基準事業年度の前事業年度末において当該鉄道がその運輸開始後三年を経過していない場合にあっては、当該運輸開始後基準事業年度の前事業年度末までの期間)における各年度に欠損を生じている鉄道に係るものであること。

第十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第十五条の二中「第八条」の下に「(第五項を除く。)」を加え、同条ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「さかのぼり」を「遡り」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第八条第五項の規定は、鉄道事業者が平成二十八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日から施行した災害復旧事業についても、適用する。
(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

審査報告書

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十四日

環境委員長 斎藤 嘉隆
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における海岸漂着物対策の現状に鑑み、海岸漂着物等に我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、基本理念を定め、事業者の責務を明らかにする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、諸外国における法規制の導入事例も踏まえ、

マイクロビーズやレジ袋を含むプラスチック類に関する施策の在り方を予防的アプローチにより不断に見直し、廃プラスチック類の削減を推進すること。特に、マイクロビーズについては、輸入製品への取組も含め、できるだけ使用抑制に向けた検討を行うとともに、その他のマイクロプラスチックについては、環境中への漏出を防ぐため、その実態を把握し、3Rの推進と適正処理の確保を図ること。

二、マイクロプラスチックの分布実態に関する調査については、海域のみでなく、河川、湖沼等の公共の水域も広く調査対象に加えた上で実施し、その結果の速やかな公表に努めること。

三、現在懸念されているマイクロプラスチックの人の健康及び生態系への影響についての科学的解明を早急に進めるとともに、得られた成果を分かりやすく情報提供するなど、国民や事業者などとのリスクコミュニケーションを推進すること。

四、マイクロプラスチックの実態調査結果並びに人の健康及び生態系への影響の科学的解明の成果に基づき、廃プラスチック類の発生抑制に向け、法的措置も含めた抜本的対策を検討し、必要な措置を講ずること。

五、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制のための海岸漂着物対策については、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携をとりながら、長期的に取り組む課題であり、政府は、現行の財政支援措置の維持・拡充に努めること。

六、海洋ごみの発生抑制を進めるに当たっては、事業者や国民の取組が極めて重要であることに鑑み、その取組に資する情報提供を始め、消費者教育や環境教育等を徹底すること。また、事業者や国民が海洋ごみの発生抑制を考慮した製品等の選択が可能となるよう、拡大生産者責任の観点も踏まえ、製品への表示の在り方について検討するほか、使い捨てプラスチックの代替品に関する研究・技術開発・試験的運用を早急に進めること。

七、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の国際的な枠組みについては、引き続き、我が国がリーダーシップを執って構築を進めること。

また、海洋へのプラスチックごみの大量流出が懸念されている東アジア及び東南アジア地域に対する取組として、国においても、関係国に対して実効性のある発生抑制対策を講ずるよう要請するとともに、廃棄物・リサイクル対策の改善に向けた支援を引き続き実施し、発生抑制を進めること。

右決議する。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年六月十二日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
題名中「環境」の下に「並びに海洋環境」を加える

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第一条中「環境」の下に「並びに海洋環境」を加え、「にかんがみ」を「並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み」に改める。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「不要物」の下に「並びに漂流ごみ等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。
第五条中「かんがみ」を「鑑み」に、「すべて」を「全て」に改め、「立つて」の下に「循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)その他の関係法律による施策と相まって」を加え、「図られるように」を「図られるよう」に改める。

第六条に次の一項を加える。
2 海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック(微細なプラスチック類をいう。第十一条の二において同じ。)が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならぬ。

第十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業者及び国民の責務」を付し、同条の次に次の一条を加える。
第十一条の二 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法

平成三十年六月十五日 参議院會議録第二十九号

に従つた使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない。

第十三条第三項中「農林水産大臣」の下に「経済産業大臣」を加える。

第十七条第一項中「海岸漂着物等」の下に「(漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、第四章第一節中第二十一条の次の一条を加える。

(漂流ごみ等の円滑な処理の推進)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

第二十四条中「海岸漂着物」の下に「又は漂流ごみ等」を加える。

第二十五条に次の一項を加える。

3 国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十八条の二 国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第三十条第一項中「農林水産省」の下に「経済産業省」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

(検討)

2 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック(この法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(次項において「新法」という。))第六条第二項に規定するマイクロプラスチックをいう。)の抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

3 新法第十三条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第十三条の規定により定められている基本方針は、新法第十三条の規定により定められた基本方針とみなす。

審査報告書

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十四日

農林水産委員長 岩井 茂樹
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを

行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

卸売市場が生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化と公正な取引環境の確保のための取組を進める中においても、その機能が引き続き十分に発揮できるよう、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 生鮮食料品等の安定供給等に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持・発揮できるよう、卸売市場に対する指導・監督・検査・支援などの関与を適切に実施すること。

二 各卸売市場における業務規程については、生産者や消費者にとって有益な取引環境を整備・確保する観点から、全ての取引参加者の意見を公平かつ十分に踏まえ、適切に策定されるようにするとともに、そのルールが適正に運用されるよう開設者に指導・助言すること。

三 高い公共性を有する卸売市場として、引き続き公正な取引及び価格形成が図られるよう、一部業者を偏重しないことを旨とする差別的取扱いの禁止をはじめとする遵守事項の全ての取引参加者による遵守を開設者に徹底させること。
農林水産大臣又は都道府県知事は、認定に当たり、開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有することを厳格に審査

するとともに、運営実態の把握を行い、開設者を適切に指導・助言すること。

四 各卸売市場における施設整備等に関し万全の対策を措置するとともに、指導等を通じて、卸売業者、仲卸業者等の適正な業務運営を確保すること。

五 全国の小規模な産地や小売店等にとって必要な卸売市場が、引き続き公共性を確保し機能を発揮できるよう、地方自治体と連携し万全の対策を措置するとともに、合理化等の取組を促すこと。

六 食品等の価格の合理的な形成を図るため、量販店等による優越的地位の濫用による買いたたきや不当販売等について、監視を強化・徹底し、不公正な取引方法があると思料する場合に速やかに公正取引委員会に通知する等適切な措置を講じること。

七 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、卸売市場が食品流通において重要な役割を果たしていることを前提に、生産者、流通業者、消費者等の意見や、食品等の取引の実態を踏まえて行うこと。

右決議する。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成三十年五月二十五日

参議院議長 伊達 忠一殿
衆議院議長 大島 理森

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

(卸売市場法の一部改正)

第一条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 卸売市場に関する基本方針(第三条)

第三章 中央卸売市場(第四条―第十二条)

第四章 地方卸売市場(第十三条―第十五条)

第五章 雑則(第十六条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条・第十九条)

附則

第一条中「の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びを」が食品等の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第二項に規定する食品等の流通をいう)において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、に、「もつて」を「もつて」に改める。

第二条第二項中「であつて」を「であつて」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市

場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第三条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章第一節から第三節まで及び同章第四節の節名を削る。

第四十八条第一項を次のように改める。

中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

第四十八條第二項中「開設者」を「農林水産大臣」に、「卸売業者若しくは仲卸業者」を「中央卸売市場の開設者」に、「その職員」を「当該職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、「職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削り、第三章中同条を第十二条とし、同条の前に次の八条を加える。

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限り)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を

第四十八條第二項中「開設者」を「農林水産大臣」に、「卸売業者若しくは仲卸業者」を「中央卸売市場の開設者」に、「その職員」を「当該職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、「職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削り、第三章中同条を第十二条とし、同条の前に次の八条を加える。

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限り)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を

添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項と内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取引扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

八 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。
イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。
七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。
八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。
九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。
六 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。
一 開設者の名称及び住所
二 中央卸売市場の名称
三 中央卸売市場の位置及び取扱品目
七 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。
(欠格事由)
第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。
一 法人でない者
二 その法人又はその業務を行う役員がこの

法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替へて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人
四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替へて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつていない法人
(変更の認定)
第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。
二 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
三 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。
(中央卸売市場の休止及び廃止)
第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定

めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。
(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなつたとき。

二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。)又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み替へて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替へて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替へて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五條第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

第四十九条から第五十一条まで、第三章第五節、第四章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに第六十七條及び第六十八條を削る。
第四章中第六十九條を第十五條とし、同條の前に次の二條を加える。

(地方卸売市場の認定)

第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 取引参加者が当該卸売市場における業務に關し遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針

に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に關し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。
六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。	
イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。	
ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。	
ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。	
七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。	
八 当該卸売市場が、生鮮食品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。	
九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。	
六 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。	
一 開設者の名称及び住所	
二 地方卸売市場の名称	
三 地方卸売市場の位置及び取扱品目	
七 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。	
(準用)	
第十四条 第五条から第十条まで、第十一条(第一項第一号に係る部分を除く。)及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定(第六条第一項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事(以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替へるものとする。	
第五章及び第七十二条から第七十五条までを削る。	
第六章中第七十六条を第十七条とし、同条の前に次の一条を加える。	
(助成)	
第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画(次項において「認定計画」という。)に従つて当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。	
二 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。	
第六章を第五章とする。	
第七十七条から第七十九条までを削る。	
第八十条中「二」を「いすか」に改め、同条第二号を削り、同条第一号中「第四十八条第二項又は第六十六条第一項」を「第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替へて準用する場合を含む。)」に改め、「又は」の下に「同項第十四条において読み替へて準用する場合を含む。」の規定による」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。	
一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者	
第七章中第八十条を第十八条とする。	
第八十一条中「第七十七条から前条まで」を「前条」に、「各本条の罰金刑」を「同条の刑」に改め、同条を第十九条とする。	
第八十二条及び第八十三条を削る。	
第七章を第六章とする。	
(食品流通構造改善促進法の一部改正)	
第二条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。	
題名を次のように改める。	
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律	
目次を次のように改める。	
第一章 総則(第一条―第三条)	
第二章 食品等の流通の合理化のための措置	

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針(第四條) 第二節 食品等流通合理化計画(第五條・第六條) 第三節 支援措置 第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務(第七條・第八條) 第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務(第九條・第十二條) 第三款 雑則(第十三條・第十五條) 第四節 食品等流通合理化促進機構(第十六條・第二十六條) 第三章 食品等の取引の適正化のための措置(第二十七條・第二十九條) 第四章 雑則(第三十條・第三十一條) 第五章 罰則(第三十二條・第三十四條) 附則 第二章を削る。 第一章を次のように改める。 第一章 総則 (目的) 第一條 この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もつて農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。 (定義) 第二條 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器	等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。 一 飲食物品 二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物(前号に掲げるものを除く。) 三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの(第一号に掲げるものを除く。)であつて、農林水産省令で定めるもの 2 この法律において「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。 3 この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために、食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために、食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。 4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために、食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。 (留意事項) 第三條 食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)が、多様化する需要に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。 二 食品等流通事業者の行う事業活動が農林
漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。 2 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。 一 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。 二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。 第二十五條中「前二條を「前條」に、「各本條」を「同條」に改め、同條を第三十三條とする。 第二十四條を削る。 第二十三條中「一」を「いずれかに」に、「二十万圓」を「三十万圓」に改め、同條第二号中「十九萬圓」を「第二十四條」に改め、同條を同條第三号とし、同條第一号中「第十八條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同條を同條第二号とし、同條の前に次の一号を加える。 一 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第二十三條を第三十二條とする。 第四章中第二十二條を第三十條とし、同條の次に次の一條を加える。 (農林水産省令への委任) 第三十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。 第三章の章名中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等の流通の合理化のための措置」に改める。 第二十一條中「協議しなければならない」を	「協議するものとする」に改め、同條第一号中「第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項」を「第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十條第一項」に改め、同條第二号中「第十五條第二項」を「第二十條第二項」に改め、同條第三号中「第十七條」を「第二十二條」に改め、第三章中同條を第二十六條とする。 第二十條第一項中「機構」を「促進機構」に、「第十一條第一項の指定(以下この条において「指定」という。)」を「指定」に改め、同項第一号中「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第二号を次のように改める。 二 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。 第二十條第一項第三号中「この章」を「この節」に改め、同項第四号中「第十四條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同條第二項中「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同條を第二十五條とする。 第十九條中「第十二條各号」を「第十七條各号」に、「機構」を「促進機構」に改め、同條を第二十四條とする。 第十八條第一項中「第十二條各号」を「第十七條各号」に、「機構」を「促進機構」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同條第二項中「職員」を「当該職員」に改め、同條を第二十三條とする。 第十七條中「機構」を「促進機構」に改め、同條を第二十二條とする。 第十六條中「機構」を「促進機構」に改め、同條を第二十一條とする。 第十五條中「機構」を「促進機構」に改め、同條を第二十條とする。 第十四條第一項中「機構」は、第十二條第一号」を「促進機構は、第十七條第一号」に、「当該業務」を「債務保証業務」に改め、同條を第十九條とする。

第十三条第一項中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「機構」を「促進機構」に改め、同条第一号中「構造改善事業（以下この条を「食品等流通合理化事業（次号）」に、「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

第十二条第六号から第九号までを削り、同条第十号中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に改め、同条を同条第四号とし、同条第十一号を同条第五号とし、同条を第十七条とする。

第十一条第一項中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に、「食品流通構造改善促進機構（以下「機構」を「食品等流通合理化促進機構（以下「促進機構」に改め、同条第二項中「指定を規定による指定第二十五条において「指定」という。）に、「機構」を「促進機構」に、「公示しなければならぬ」を「公示するものとする」に改め、同条第三項中「機構」を「促進機構」に改め、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「公示しなければならぬ」を「公示するものとする」に改め、同条を第十六条とし、第三章中同条の前に次の三節及び節名を加える。

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の流通の合理化を図る事業（以下「食品等流通合理化事業」という。）を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ 食品等の流通の効率化に関する措置

ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置

ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

ニ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

ホ イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置

二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等流通合理化計画（計画の認定）

第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 食品等流通合理化事業の目標

二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

5 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（計画の変更等）

第六条 食品等流通合理化計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画（前項の

規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて食品等流通合理化事業を実施してないことを認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第三節 支援措置

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

（資金の貸付け）

第七条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。）その償還期限が十年を超える資金

二 農林漁業者又はその組織する法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。）であつて農林水産省令・財務省令で定めるもののこれらの者が資本市場から調達することが困難な資金

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還

期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号口、第四十一條第二号、第五十

三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。）第七條第一項に規定する業務
第十二條第一項	掲げる業務	掲げる業務及び食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第三十一條第二項第一号口及び第四十一條第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第五十三條	同項第五号	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号
第五十八條及び第五十九條第一項	この法律	この法律、食品等流通法
第六十四條第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第七十三條第三号	同項第五号	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号
別表第二第九号	第十一條	第十一條及び食品等流通法第七條第一項
	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務

（債務の保証）

第八條 公庫は、公庫法第十一條の規定にかかわらず、認定事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定計画に従つて海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2 前項に規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一條第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務

（出資等）

第九條 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。第十二條において「支援機構法」という。）第二十一條第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 支援対象認定事業者（認定事業者のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下この条において同じ。）に対する出資

二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体（認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体（以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。）のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをい

う。次号及び第八号において同じ。）に対する出資

三 支援対象食品等流通合理化事業支援団体に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一條に規定する基金をいう。）の拠出

四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象認定事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。）及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得

六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得

七 支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

八 支援対象食品等流通合理化事業支援団体が行う認定事業者に対する資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置

九 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣

十 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十二 食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動（次条第一項において「食品等流通合理化事業等」という。）を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（食品等流通合理化事業等支援基準） 第十條 農林水産大臣は、支援機構が食品等流通合理化事業等の支援（前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」という。）の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容及び当該食品等流通合理化事業等支援の基準（以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。）を定めるものとする。 2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を通じた農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを旨として定めるものとする。 3 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。 4 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。 （支援決定） 第十一條 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援を行おうとするときは、食品等流通合理化事業等支援基準に従つて、その対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援	団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するものとする。 2 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。 3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。 4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。 （支援機構法の適用） 第十二條 第九条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六條第一項第六号、第十五條第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一條第一項第十六号、第二十四條、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十九條第一項、第二項及び第五項、第四十條、第四十六條、第四十七條並びに第四十八條第五号及び第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五條第二項の規定は、適用しない。	第六條第一項第六号 業務	業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三十九年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。）第九條各号に掲げる業務
第十五條第一項第一号	第二十一條第一項第八号	第二十一條第一項第八号及び食品等流通法第九條第八号	第二十一條第一項第八号及び食品等流通法第九條第八号
第十五條第一項第二号	内容	内容並びに食品等流通合理化事業等支援（食品等流通法第十條第一項に規定する食品等流通合理化事業等支援をいう。以下この号及び第二十七條において同じ。）の対象となる認定事業者（食品等流通法第六條第一項に規定する認定事業者をいう。第二十四條第一項第二号及び第四十條において同じ。）及び食品等流通合理化事業支援団体（食品等流通法第九條第二号に規定する食品等流通合理化事業支援団体をいう。第四十條において同じ。）及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容	内容並びに食品等流通合理化事業等支援（食品等流通法第十條第一項に規定する食品等流通合理化事業等支援をいう。以下この号及び第二十七條において同じ。）の対象となる認定事業者（食品等流通法第六條第一項に規定する認定事業者をいう。第二十四條第一項第二号及び第四十條において同じ。）及び食品等流通合理化事業支援団体（食品等流通法第九條第二号に規定する食品等流通合理化事業支援団体をいう。第四十條において同じ。）及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容
第十五條第三項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに食品等流通法第九條第一号に規定する支援対象認定事業者（以下「支援対象認定事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援対象食品等流通合理化事業支援団体」という。）	支援対象事業活動支援団体並びに食品等流通法第九條第一号に規定する支援対象認定事業者（以下「支援対象認定事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援対象食品等流通合理化事業支援団体」という。）
第二十一條第一項第十六号	前各号	前各号及び食品等流通法第九條各号	前各号及び食品等流通法第九條各号
第二十四條第一項	前条第二項	前条第一項又は食品等流通法第十一條第一項	前条第一項又は食品等流通法第十一條第一項
第二十四條第二項	とき	とき又は支援対象認定事業者が食品等流通合理化事業（食品等流通法第四條第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。第二十七條及び第四十條において同じ。）を行わないとき	とき又は支援対象認定事業者が食品等流通合理化事業（食品等流通法第四條第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。第二十七條及び第四十條において同じ。）を行わないとき

第二十四条第一項 第二号	とき	とき又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体が認定事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき
第二十四条第一項 第三号及び第二項 並びに第二十五条 第一項及び第二項	又は支援対象事業活動支援団体 又は支援対象認定事業者若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体	若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象認定事業者若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第二十六条	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに支援対象認定事業者及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第二十七条	寄与する事業	寄与する事業及び食品等流通合理化事業等支援その他の食品等流通合理化事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業
第三十四条	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十七条	業務	業務及び食品等流通法第九条各号に掲げる業務
第三十九条第一項	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十九条第二項	この法律	この法律又は食品等流通法
	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第三十九条第五項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第四十条	、対象事業活動 対象事業活動支援団体	、対象事業活動及び食品等流通合理化事業 対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体
第四十六条	第三十九条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第一項

第四十七条	第三十九条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項
第四十八条第五号	第二十五条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項
第四十八条第九号	第三十四条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十四条第二項

第三款 雑則

(資金の確保)

第十三条 国は、認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第十五条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 食品等流通合理化促進機構

第三章を第二章とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

(食品等流通調査)

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」という。)を行うものとする。

2 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するよう努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等流通調査に基づく措置)

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(公正取引委員会への通知)

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に關し、不公正な取引方法に該當する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

本則に次の一条を加える。

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかつた場合においては、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 一次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日
 - 二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
 - 三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定(第二十七条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- (卸売市場に関する基本方針に関する経過措置)
- 第二条 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の卸売

市場法(以下「新卸売市場法」という。)第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)

第三条 その開設する卸売市場(新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該當するものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。)について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者(新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該當する者をいう。第三項において同じ。)は、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第五項及び第五条(次条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日前においても、同項から同条第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があつた場合にお

いては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条(次条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 第一条の規定による改正前の卸売市場法(次条において「旧卸売市場法」という。)第二条第三項に規定する中央卸売市場(次項において「旧中央卸売市場」という。)又は同条第四項に規定する地方卸売市場(次項において「旧地方卸売市場」という。)に係る第一項又は第三項の申請については、新卸売市場法第四条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、卸売市場(新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。)の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。

6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該當している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、新卸売市場法第四条第七項又は第十三条第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができる。

(卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置)

第四条 新卸売市場法第五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)(新卸売市場法第十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用につ

いては、旧卸売市場法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により旧卸売市場法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第四条第一項の認定を取り消され、又は新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

(食品等の流通の合理化に関する基本方針に関する経過措置)

第五条 農林水産大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第二条の規定による改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「新食品等流通法」という。)第四条の規定の例により、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた食品等の流通の合理化に関する基本方針は、施行日において新食品等流通法第四条の規定により定められたものとみなす。

(株式会社日本政策金融公庫の貸付金等に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正前の食品流通構造改善促進法(以下「旧構造改善法」という。)第六条第一項の規定により施行日前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金並びに当該貸付金に係る旧構造改善法第五条第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構

造改善法第十条の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

(食品流通構造改善促進機構に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に旧構造改善法第十一條第一項の規定による指定を受けている同項に規定する機構(以下「旧機構」という。)は、施行日において新食品等流通法第十六條第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新食品等流通法第十六條第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七條各号に掲げる業務のほか、旧構造改善法第十二條(第一号に係る部分に限る。)の規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る同條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この項及び附則第二十八條において「旧債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

3 前項の債務保証契約に係る旧構造改善法第五條第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構造改善法第十條の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

第八條 旧機構は、施行日までに、新食品等流通法第十九條の規定の例により、業務規程の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた業務規程は、施行日において新食品等流通法第十九條第一項の認可を受けたものとみなす。

第九條 旧機構は、施行日までに、新食品等流通法第二十條第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において新食品等流通法第二十條第一項の認可を受けたものとみなす。

第十條 農林水産大臣は、旧機構が附則第八條第一項又は前條第一項の規定に違反したときは、附則第七條第一項の規定により受けたものとみなされた新食品等流通法第十六條第一項の規定による指定を取り消すことができる。

(検討)

第十一條 政府は、この法律(附則第一條第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第三十一條において同じ。)の施行後五年を目途として、食品等(新食品等流通法第二條第一項に規定する食品等をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等の流通構造の実現の観点から、新卸売市場法及び新食品等流通法の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第

二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の二第二項第十三号ハ及び第六十五條の四第一項第十三号ハを削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 前條の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第三十四條の二(第二項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同條第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行つた前條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五條の四(第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十五(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人(法人税法第二條第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係(法人税法第二條第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)にある連結子法人(法人税法第二條第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。)に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定

(一) 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五條第一項(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第三條第二項前段(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)の認定	認定件数	一件につき一万五千円

第十五條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

八十五 中央卸売市場の認定

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項
(中央卸売市場の認定)の中央卸売市場の認定

認定件数 一件につき一万五
千円

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可」を「第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出」に改める。
別表第三の七の二十の項の次に次のように加える。

七の二十一 都道府県知事

卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の十の次に次の一号を加える。

十の十一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(地価税法の一部改正)

第十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「第二条第四項(定義)」を「第十三条第六項(地方卸売市場の認定)」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次及び第五章の章名中「卸売市場法等」を「地方住宅供給公社法」に改める。
第四十条から第四十六条までを次のように改める。

第四十条から第四十六条まで 削除
第四十七条の見出しを削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)
第十九条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出しを「食品等流通合理化促進機構の業務の特例」に改め、同条中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第一号中「以下この条を「次号」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第五十五条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用」に改め、同条中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法第十三条第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第

一項に、「以下」を「平成十年法律第九十二号以下」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十二条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十八条第一項、第十九条及び第二十條第一項第一号」を「第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に、「この章」を「この節」に、「とする」を「と」、同法第三十二条第二号中「第二十三条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」とする」に改める。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第二十条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改

め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)」を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)」に、「食品」を「食品等」に、「以下この項」を「次号」に、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは中小企業等経営強化法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二条第三号	第二十四条	中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第二十一条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正」

第二十二條 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第十七号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号イ中「食品・食品流通構造改善促進法」を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)」に、「食品等」を「食品等を」に改める。

第十七條第二項中「第二十條第一項第三号」を

「第二十一条」に改める。

第二十條の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法第十一條第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十一条中、「特定認定総合効率化事業」を「特定認定総合効率化計画に記載された事業(以下「特定認定総合効率化事業」という。))」に改める。

「(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)」

第二十三條 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)」を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)」に、「食品等」を「食品等を」に、「(以下「食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)」を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)」に、「食品等」を「食品等を」に、「(以下「食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八條第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。第二十條第一項第一号に掲げる業務
第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	第十七條第一号に掲げる業務及び流通業務総合効率化促進法第二十條第一項第一号に掲げる業務
第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第二十條第一項各号に掲げる業務
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは流通業務総合効率化促進法
第三十二條第二号	第二十三條第一項	流通業務総合効率化促進法第二十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二條第三号	第二十四條	流通業務総合効率化促進法第二十條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

第十八條第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号。以下「地域産業資源活用事業促進法」という。第十二條第一項第一号に掲げる業務
第十九條第一項	第十七條第一号に掲げる業務	第十七條第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二條第一項第一号に掲げる業務
第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号	第十七條各号に掲げる業務	第十七條各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十二條第一項各号に掲げる業務
第二十五條第一項第三号	この節	この節若しくは地域産業資源活用事業促進法
第三十二條第二号	第二十三條第一項	地域産業資源活用事業促進法第十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二條第三号	第二十四條	地域産業資源活用事業促進法第十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

平成三十年六月十五日 参議院會議録第二十九号 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第二十四条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十号の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一号第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二号各号」を「第十七号各号」に改め、同項第一号中「食

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品等」を「食品等」に改め、「から第四号まで」を削り、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十号第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十号第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十号第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域経済牽引事業促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	地域経済牽引事業促進法第二十号第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	地域経済牽引事業促進法第二十号第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二十五条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十号の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一号第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二号各号」を「第十七号各号」に改め、同項第一号中「食品(食品

流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品等」を「食品等」に改め、「から」を削り、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第十号第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十号第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十号第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
第三十二条第二号	第二十三条第一項	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十号第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十号第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正)

第二十六条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下この項」を「次号」に、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下この項」を「次号」に、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)

第二十七条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号。以下「利用促進法」という。)第十一条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは利用促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

西
健治君

平成三十年六月十五日 参議院會議録第二十九号 投票者氏名

中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	古川 俊治君
堀井 巖君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顯正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹内 眞二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君

山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
足立 信也君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	川合 孝典君
小林 正夫君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	田名部匡代君
徳永 エリ君	長浜 博行君
羽田雄一郎君	浜口 誠君
浜野 喜史君	藤田 幸久君
舟山 康江君	増子 輝彦君
森本 眞治君	矢田わか子君
柳田 稔君	相原久美子君
有田 芳生君	石橋 通宏君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	風間 直樹君
神本美恵子君	川田 龍平君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
芝 博一君	杉尾 秀哉君
那谷屋正義君	難波 奨二君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君	眞山 勇一君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
吉川 沙織君	蓮 舫君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	行田 邦子君
中山 恭子君	松沢 成文君
アノニマス君	薬師寺みちよ君
平山佐知子君	郡司 彰君
野田 国義君	山口 和之君
渡辺 喜美君	

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
伊波 洋一君	糸数 慶子君

日程第二 鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君

二三名

山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	古川 俊治君
堀井 巖君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顯正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君

井上 哲士君	吉川 沙織君	牧山 哲郎君	福山 哲郎君	白 眞敷君	那谷屋正義君	芝 博一君	小西 洋之君	神本美恵子君	小川 敏夫君	江崎 孝君	有田 芳生君	柳田 稔君	森本 眞治君	舟山 康江君	浜野 喜史君	羽田雄一郎君	徳永 工リ君	榛葉賀津也君	小林 正夫君	大野 元裕君	大島九州男君	石上 俊雄君	足立 信也君	横山 信一君	山本 香苗君	矢倉 克夫君	三浦 信祐君	浜田 昌良君	新妻 秀規君	竹谷とし子君	高瀬 弘美君	里見 隆治君	熊野 正士君	魚住裕一郎君	伊藤 孝江君	渡邊 美樹君	渡辺 猛之君
市田 忠義君	蓮 舫君	宮沢 由佳君	眞山 勇一君	鉢呂 吉雄君	難波 奨二君	杉尾 秀哉君	斎藤 嘉隆君	川田 龍平君	風間 直樹君	小川 勝也君	石橋 通宏君	相原久美子君	矢田わか子君	増子 輝彦君	藤田 幸久君	浜口 誠君	長浜 博行君	田名部匡代君	櫻井 充君	川合 孝典君	大塚 耕平君	磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	若松 謙維君	山本 博司君	山口那津男君	宮崎 勝君	平木 大作君	西田 実仁君	谷合 正明君	竹内 眞二君	杉 久武君	佐々木さやか君	河野 義博君	石川 博崇君	秋野 公造君	渡辺美知太郎君

賛成者氏名		反対者氏名		○名	
足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君
石井 正弘君	石田 昌宏君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	紙 智子君	倉林 明子君
田村 智子君	武田 良介君	仁比 聡平君	山添 拓君	東 徹君	石井 苗子君
片山虎之助君	清水 貴之君	藤巻 健史君	青木 愛君	福島みずほ君	森 ゆうこ君
行田 邦子君	松沢 成文君	薬師寺みちよ君	糸数 慶子君	郡司 彰君	山口 和之君
野田 国義君	渡辺 喜美君				
日程第三 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）					
賛成者氏名		賛成者氏名		賛成者氏名	
阿達 雅志君	青木 一彦君	赤池 誠章君	有村 治子君	井原 巧君	石井 浩郎君
石井 みどり君	磯崎 仁彦君	猪口 邦子君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
江島 潔君	小川 克巳君	尾辻 秀久君	大沼みずほ君	太田 房江君	岡田 広君
金子原二郎君	北村 経夫君	古賀友一郎君	佐藤 啓君	佐藤 正久君	島田 昭子君
進藤金日子君	関口 昌一君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝波 宏文君	滝見 敬三君
武見 一郎君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君	舞立 昇治君	松川 るい君	今井絵理子君	宇都 隆史君
上野 通子君	衛藤 晟一君	小野田紀美君	大家 敏志君	大野 泰正君	岡田 直樹君
片山さつき君	木村 義雄君	こやり隆史君	上月 良祐君	佐藤 信秋君	酒井 庸行君
自見はなこ君	島村 大君	末松 信介君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君
武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	豊田 俊郎君	中西 哲君	中野 正志君
二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	福岡 資麿君
藤川 政人君	古川 俊治君				

平成三十年六月十五日 参議院會議録第二十九号 投票者氏名

反対者氏名

増子 輝彦君	森本 真治君
矢田わか子君	柳田 稔君
相原久美子君	有田 芳生君
石橋 通宏君	江崎 孝君
小川 勝也君	小川 敏夫君
風間 直樹君	神本美恵子君
川田 龍平君	小西 洋之君
斎藤 嘉隆君	芝 博一君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君
難波 獎二君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君
眞山 勇一君	牧山ひろえ君
宮沢 由佳君	吉川 沙織君
蓮 舫君	井上 哲士君
市田 忠義君	岩淵 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	浅田 均君
東 徹君	石井 章君
石井 苗子君	片山 大介君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	高木かおり君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
行田 邦子君	中山 恭子君
松沢 成文君	アノ二才猪木君
薬師寺みちよ君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	平山佐知子君
郡司 彰君	野田 国義君
山口 和之君	渡辺 喜美君

日程第四 御売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 健治君

中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	古川 俊治君
堀井 巖君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原しゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳山 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君

反対者氏名

山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
東 徹君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	行田 邦子君
中山 恭子君	松沢 成文君
アノ二才猪木君	薬師寺みちよ君
平山佐知子君	山口 和之君
渡辺 喜美君	

七〇名

足立 信也君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	川合 孝典君
小林 正夫君	櫻井 充君
橋本賀津也君	田名部匡代君
徳永 エリ君	長浜 博行君
羽田雄一郎君	浜口 誠君
浜野 喜史君	藤田 幸久君
舟山 康江君	増子 輝彦君
森本 真治君	矢田わか子君
柳田 稔君	相原久美子君
有田 芳生君	石橋 通宏君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	風間 直樹君
神本美恵子君	川田 龍平君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
芝 博一君	杉尾 秀哉君
那谷屋正義君	難波 獎二君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君	眞山 勇一君
牧山ひろえ君	吉川 沙織君
吉川 哲士君	井上 哲士君
岩淵 友君	紙 智子君
市田 忠義君	蓮 舫君
市田 智子君	紙 智子君

吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	野田 国義君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 本号一部 一一〇円 一一八円